

高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業 注意事項

1. 乗車料金以外の料金には、助成券は使用できません。
(例) 介助費用、タクシーのスロープ使用料、車いす等の福祉用具レンタル料等
2. 有効期限を過ぎた場合や本人が利用券を使用する資格がなくなった場合は、助成券を保健福祉課 地域共生室へ返却してください。
また返却後、同年度において、再申請があった場合は、再申請した月で換算した枚数または初回申請時の残枚数のいずれか少ない方の枚数での交付となります。
3. 玉城町高齢者及び重度身体障害者リフト付きタクシー料金助成券等との併用はできません。
4. 他人への譲渡はできません。
5. 不正な使用があった場合は、助成額の返還を求めることがあります。
6. 2回以上の乗車料金を合算して利用することはできません。
※往復利用の場合で、帰りに再度迎えに来てもらう場合は、行きと帰りそれぞれが1回の乗車になりますので、往復の乗車料金を合算しての助成券の使用はできません。

(例) 行き 乗車料金 1,500 円 (自宅から病院)

(タクシーは、一旦帰ってもらい再度迎えにきてもらう)

帰り 乗車料金 1,500 円 (病院から自宅)

支払い 行き 乗車料金 1,500 円 利用券2枚と現金等 300 円

帰り 乗車料金 1,500 円 利用券2枚と現金等 300 円